

移行期間中における県民の皆様へのお願い（第10弾）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策は、保健医療行政と、行動や営業の自粛といった県民の皆様の努力の足し算であると考えており、本県では、これまで、この二つの努力により感染の拡大を抑え込んでいます。

一方、全国状況を見ると終息には至っておらず、第2波の襲来も懸念されておりますが、県では、一定の基準（※）に基づき、自粛要請レベルの再引き上げを行うこととしているほか、PCR検査体制の強化や病床の増床により十分な医療提供体制を整えるなど、県民の皆様の安全を確保するための体制を構築しております。

また、県内における感染が小康状態となっている現状においても、「早期発見」、「早期隔離」、「徹底した行動履歴の調査」という保健医療行政の要を堅持し、感染の抑止に万全を期すこととしております。

こういった中、政府の基本的対処方針等で示されている移行期間が、6月19日から次の段階へとステップアップすることに伴い、「県民の皆様へのお願い（第9弾）」を下記のとおり改訂しました。

移行期間中における感染拡大防止の取組について、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

※「和歌山県における自粛要請レベルの引き上げ基準」（別紙1）

記

1 安全な生活・安全な外出

[_____ 主な改訂部分]

(1) 基本的な感染予防対策の心がけ

- ・ 「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」など基本的な感染予防対策を心がけてください。
- ・ 感染リスクの高い場所を避けて、安全な場所に外出してください。
- ・ 政府から示されている新しい生活様式等も参考にしてください。

(2) 密接はダメ 3密はもっとダメ

- ・ 人と人が密接な状態になることを避け、特に3密は絶対に避けてください。

(3) 発熱等、体調が優れないときは

- ・ 咳や発熱などの症状がある場合は、通勤や通学等であっても、決して無理をして外出せず、クリニックを受診してください。
- ・ 従業員等から咳や発熱等の症状の報告があった場合は、医療機関の受診を勧める等、適切な対応をお願いします。

(4) 新しいスタイルの働き方推進

- ・ 時差出勤や在宅勤務（テレワーク）等を活用し、働き方を工夫するようにお願いします。

(5) 全業種で業界ガイドライン等の遵守

- ・ 全ての業種で、県や各業界から示される各ガイドラインを参考に感染拡大予防の徹底をお願いします。

(6) イベントの開催は態様や種別に応じた規模で

- ・ イベントの開催は、十分な感染防止対策を行ったうえで、「イベント開催制限の段階的緩和の目安」(※)を参考に、イベント等の態様や種別に応じた規模で開催してください。

※「イベント開催制限の段階的緩和の目安」（別紙2）

- ・ イベントの前後などの交流の場でも感染拡大のリスクがありますので、こうした交流等を極力控えてください。

2 病院や福祉施設等集団生活を行っている施設

(1) 職員の感染防止対策と健康観察

- ・ 職員の方は、マスクの着用、手指消毒の実施など、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、毎朝の体温測定など自らの健康をチェックして、少しでも異常があれば絶対業務に従事しないようお願いいたします。

(2) 食事の提供は個別で

- ・ 食事については、ビュッフェスタイルではなく個別の盛り付けとしてください。

(3) 発熱等の症状が出た場合は、嘱託医等に相談・連絡

- ・ 入所者など利用者において、発熱や呼吸器症状が一人出た段階で嘱託医などに相談してください。一週間以内に二人以上同様な症状の者が出た場合は、速やかに保健所に報告してください。

(4) 面会は、施設に入らない

- ・ 面会については、基本的には自粛をお願いいたします。どうしても面会の必要がある場合は、施設内に入らないようにして対応してください。
- ・ 特別に必要があると管理者が判断した場合は、感染予防対策を徹底させた上で、施設内へ入ることを認めていただくようお願いいたします。

※ 自粛等協力要請の解除について（6月19日から）

- ・ 北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の5都道県（以下「5都道県」という。）への行楽や旅行等の移動は慎重に対応することのお願いを解除します。
- ・ 5都道県から帰省や転勤された方に対する2週間の自宅待機と「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル」への連絡、もしくはインターネットによる登録のお願いを解除します。
- ・ 5都道県からの訪問者の受入を控えることのお願いを解除します。

和歌山県における自粛要請レベルの引き上げ基準

近隣府県での発生基準

新規陽性者数
40人以上/日・複数日出現



県外受入自粛の強化等

和歌山県での発生基準

- ①新規陽性者数
5人以上/日・複数日出現
- ②肺炎患者陽性率 5%以上
- ③新規感染陽性率 5%以上
- ④病床使用率 50%以上

※①、②、③、④の全て
※②、③は7日間移動平均
※④は紀北と紀南のいずれか



不要不急の外出自粛
営業自体の自粛等

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。

○ 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

○ 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

＜基本的な考え方＞

時期	収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内 50%以内 十分な間隔 *できれば2m	100人 200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内 50%以内 十分な間隔 *できれば2m	1000人 1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内 50%以内 十分な間隔 *できれば2m	5000人 5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内 50%以内 十分な間隔 *できれば2m	上限なし 上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

< 具体的な当てはめ >

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的試合を除くもの)	お祭り・野外フェス等
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%（注） （屋外200人）】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	△ 【100人又は50% （屋外200人）】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 (ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試中・前後における選手等の行動管理	×
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目途 * ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染状況を踏まえて、判断。

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。